

建 経 技 第 113 号  
建 経 工 第 21 号  
令 和 4 年 6 月 13 日

交通基盤部内各課長 及び  
交通基盤部内出先機関の長 様

技術調査課長  
工事検査課長

「監理タイムマネジメント」に係る特記仕様書の一部改正について（通知）

平成 31 年 3 月 14 日付建技第 448 号及び建工第 78 号にて通知した、「監理タイムマネジメント特記仕様書」を一部改正しましたので通知します。

#### 記

- 1 改正内容  
別紙の新旧対照表のとおり
- 2 適用時期及び適用対象  
令和 4 年 7 月 1 日（金）以降、積算する工事及び業務委託で適用する。

担当：静岡県建設技術監理センター  
技術支援第 1 班  
電話：054-268-5003  
F A X：054-258-6030  
E-mail：gijyutsu-center@pref.shizuoka.lg.jp

## 監理タイムマネジメント 特記仕様書

### 1. 目的

受発注者間において、工事・設計業務等の業務環境を改善し、より一層、業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

### 2. 実施内容

実施内容については、以下の設定項目（1）を「ワンデーレスポンス」、（2）～（6）を「ウィークリースタンス」とする。設定項目（1）については、全ての対象業務で実施する。設定項目（2）～（6）については、労働環境改善を目的として、業務内容の特性や受注者の社内規則などを考慮し、着手時の打合せにおいて受発注者間で確認し決定する。

#### 【設定項目】

- （1）質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答をする
- （2）受注者の休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- （3）受注者の休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない
- （4）16時以降の打合せは行わない
- （5）作業内容に見合った作業期間確保
- （6）ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない

### 3. 運用方法

- （1）発注者は、契約後速やかに別紙「監理タイムマネジメント 協議記録」（以下、協議記録という。）を受注者へ提供する。
- （2）着手時の打合せにおいて受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、工事・設計業務の特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施項目を設定する。
- （3）受注者は決定事項に基づき、協議記録を作成し、担当監督員に提出する。
- （4）担当監督員は、内容を確認し、監督員の決裁後、受注者に協議記録を返却する。
- （5）工事または業務の完了後、受注者は、返却された協議記録に取組結果を記入し、検査時に検査監（員）へ提出する。
- （6）なお、緊急的な対応等により、やむを得ず設定項目が実施出来ない場合は、双方で協議し、再設定した内容を協議記録に記載の上、担当監督員に提出する。

監督員		
総括	主任	担当

## 監理タイムマネジメント 協議記録

工事・業務委託名： \_\_\_\_\_

(発注者)

事務所、課名： \_\_\_\_\_

担当監督員名： \_\_\_\_\_

(着手時) ①提出日：令和 年 月 日

②返却日：令和 年 月 日

(受注者)

会社名： \_\_\_\_\_

(完了時) ③提出日：令和 年 月 日

現場代理人、業務代理人等の氏名： \_\_\_\_\_ (印) (または自署)

- ①受注者は、着手時の打合せにおいて定めた「監督員が取り組むべき内容」を「実施項目」欄に「○・ー」で記入し、監督員に提出する。
- ②担当監督員は、内容を確認し、監督員の決裁後、受注者に協議記録を返却する。
- ③受注者は、完了後、実施項目に対する達成度を「取組結果」欄に「○・△・×」で記入し、検査時に検査監(員)へ提出する。
- ④検査監(員)は、総括監督員へ協議記録を提出し、総括監督員はそれを保管する。

監督員が取り組むべき内容	実施項目	取組結果	備考
(1)質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答をする	○		取組必須項目
(2)受注者の休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない			・十分な作業期間が確保されている場合は対象外 ・実施項目とする場合は、休日を以下に記載する
(3)受注者の休前日(金曜日等)は新たな依頼をしない			(受注者) 休日： 毎週 曜日
(4)16時以降の打合せは行わない			受発注者合意の場合は対象外
(5)作業内容に見合った作業期間確保			
(6)ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない			・ノー残業デーを定めていない場合は対象外 ・実施項目とする場合は、ノー残業デー、就業時間を以下に記載する  (受注者) ノー残業デー：毎週 曜日、就業時間： 時～ 時

**取組結果凡例**

○：業務全体を通しての取組がおおむね8割以上
△：業務全体を通しての取組がおおむね半分程度
×：業務全体を通しての取組がおおむね3割以下
-：対象外